

決算審査特別委員会 第3号

平成26年9月30日(火曜日)

○議事日程

1 認定第 1号 平成25年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員(9名)

2番	岩間修身君	3番	中村光広君
4番	本間鉄男君	5番	堀清君
6番	高野俊和君	7番	木村輔宏君
8番	真貝政昭君	9番	工藤澄男君
10番	逢見輝続君		

○欠席委員(1名)

1番 鶴谷啓一君

○出席説明員

町長	本間順司君
副町長	本田博久君
教育長	成田昭彦君
総務課長	小白玉正司君
会計管理者	白岩豊君
財政課長	三浦史洋君
民生課長	和泉康子君
保健福祉課長	佐藤昌紀君
産業課長	村上豊君
建設水道課長	本間好晴君
幼児センター所長	宮田誠市君
教育次長	佐々木容子君
総務係長	高野龍治君
財政係長	人見完至君

○出席事務局職員

事務局 長	藤田克禎君
議事係長兼総務係長	中村貴人君

開議 午前 9時58分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま委員9名が出席されております。

1番、鶴谷委員につきましては、所用により欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上でございます。

◎開議の宣告

○委員長（高野俊和君） 昨日は、平成25年度の一般会計歳入歳出の決算全て終わっておりますので、本日は平成25年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出についての質疑を行います。

◎認定第1号

○委員長（高野俊和君） それでは、210ページから223ページまで、歳入歳出一括質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（堀 清君） ページ数が211ページのきのうも一般会計のほうでご質問したのですけれども、欠損処理で930万ほど落としていますけれども、まずは件数のほう報告願います。

○民生課長（和泉康子君） 930万8,700円の内訳ですが、件数としましては277件、これは期別の件数です。実人数としましては47人で、保険相当は15年から20年度分の保険税となっております。

○5番（堀 清君） この件数と実人数というような形の中で今報告してもらったのですけれども、この件数というのは要するに家族が例えば3人なら3人で、要するに世帯主1名分なら1名分というような形のカウントでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 済みません、説明が悪かったようで。国民健康保険税は1世帯何人加盟していても世帯主にかかるものですので、今申し上げました件数というのは、古平町の場合1期から8期制度なのですが、その納める納期の件数が277件ということで実世帯が47世帯分です。

○5番（堀 清君） 今大体の内容は把握できたのですけれども、そういう中で昨年というか、これ同じ25年なののですけれども、前年度と今年度を重複して欠損の該当者になった方というのは何名くらいいらっしゃいますか。

○民生課長（和泉康子君） 申しわけありません。24年の不納欠損の1,400万円に対しまして、今回の額の重複者というのはちょっと調べておりませんが、ほぼ同じ方と思われる部分があります。

○5番（堀 清君） そういう方というのは、記憶の中で結構ですので、まず具体的に数を報告願います。

○民生課長（和泉康子君） 正確な数でなく申しわけありませんが、今年度の名簿を見ますと、47世帯中35前後です。

○5番（堀 清君） まず、今の段階ではかなりの方が連続して、そういうような形で捉えているのですけれども、結果的にはこの人方というのは例えば今年度も該当になりそうですか。

○民生課長（和泉康子君） 今そうならないように努力しているところでありまして、昨年におきましては、保険証の切りかえは2年に1回なのですが、こういう方に対して短期証ということで、6カ月、12カ月ということで、122名の方に皆さんより短い期間の保険証出しております。その切りかえのたびに対象者全員を呼び出しというか、面接して分納誓約なりをすることにしております。去年は、9月に6日間、3月に2日間で夜間窓口を開設しまして、必ず面接するようにしていましたが、2名の方だけ接触ができませんでした。後で説明資料のほう見てもらえばわかると思うのですが、滞納繰り越し分の収納率が25年度はかなり伸びていまして、今後も漫然と時効来ないように分納誓約とかとりまして、5年で自動的に落とすのではなくて、分納誓約からまたさらに5年間ということですので、徐々に現年度と過年度分を併用しながらということ、収納対策係と連携しながら今後進めていきたいと思っております。

○4番（本間鉄男君） 説明資料の127ページの資料をもとに質問したいと思います。

高額療養費ということで出ておりますけれども、これ平均的に、金額的にはでこぼこあって、25年度そのものは前年度よりはちょっとふえていますけれども、件数的にいけば24年度と単価的には大した変わらないのかなという捉え方もありますけれども、これ所得によって高額医療の免除というか、そういう金額が最低の方で4万幾らでしたか、とかということはありませんけれども、これ高額療養ということで実際に、例えば今1件頭でというか、高額医療そのものにかかった人数というのですか、件数、この辺はどのぐらいあって、総額的に高額医療がこの一般であろうが、退職被保険者であろうが、どの程度かかっているのか。それと、今よく言われているのが透析なんかは一月に何十万という金額がかかるということなのですけれども、そういう患者さんがどの程度いるのか、そういう部分で説明求めたいと思います。

○民生課長（和泉康子君） 今のお話の高額医療の件数と金額なのですが、まず件数と金額は795件に対しまして4,800万。それで、済みません、答えになっているかどうかわかりませんが、25年の6月診療分1カ月分のデータを分析したときに100万円以上の医療費がかかっている方が3件、それで一番上が1カ月で180万の医療費。その方は8割でしたので、36万9,000円、この方が非課税であれば2万4,600円を超えた分が高額となる形になります。状況としましては、25年の6月診療分に特化してなのですが、一番上が女性の方で180万の費用です。最後の14番目、100万円台が3人、90万円から70万円台の医療費が3人、60万円台が7件で、50万円台が3件ということで、1カ月でもこれだけ高額な医療費がかかっている方が多いのですが、それで自己負担額は1万5,000円、2万4,600円、4万4,400円、あと高額所得者の方であれば最初の3カ月は10万円ぐらいが限度額、ちょっと率があるのですけれども、なりますので、今ご質問の件数といいますと975件の4,800万、それで次の下の段に高齢者分だけ引っ張っていますが、65歳以上からの前期分と70歳以上ということで前期高齢者が510件の2,100万、70歳から後期高齢者の手前の方、これが399件で1,100万円という形になっております。

○4番（本間鉄男君） 今一月見た中での説明がありましたけれども、これは上のほうの4,800万と、下のほうの1,150万、これの中で大体一月このぐらいの人数ということでこちらのほうで捉えてよろしいのかなと思うのですけれども、よろしいですか。

○民生課長（和泉康子君） 済みません。説明資料に載っているのは12カ月分、1年分ですので、12で割っていただいたのが、一月分相当となります。

○4番（本間鉄男君） その金額とかそういうのは12カ月で割ればいいのですけれども、今高額医療の件数とか、1件頭のコストというのを説明受けましたよね。その部分がこの両方に当てはまっているのですかという質問だったのでしたのですけれども。

（「答弁調整をお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時10分

○委員長（高野俊和君） 会議を再開します。

○民生課長（和泉康子君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○4番（本間鉄男君） 次に、128ページの保健事業の実績ということでお伺いしたいのですけれども、特定健康診査が対象者911名で受診141名、集団ということはパブリックヘルスリサーチセンターの健診で、あとの個別というものは古平の掖済会病院での健診ということになるのでしょうかけれども、これ例えば古平掖済会病院で健診をする場合に集団健診、これと同じ内容の健康診断を行っているのですか。まず、その辺をお伺いしたいと。

○民生課長（和泉康子君） 同じ内容で委託契約しております。国で定めている項目よりも、古平町の場合は心電図が追加してやっております。

○4番（本間鉄男君） それで、私も昨年ちょっと何年ぶりに受けたのですけれども、特定メタボ健診というのですか、そういう部分で今血圧の話だとか腹回りだとかという話で出てくるのですけれども、これ実際に受ける人は血液検査から心電図からいろいろ検査を受けてある程度わかるのですけれども、実際に対象者、今回の場合でも911名という中で、やっぱりずっと受けないでいるという方もいると思うのですよ。その辺の追跡というか、そういうことというのはどのように日ごろしているのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 未受診者なのですけれども、昨年におきましては、過去受けていたけれども、ここ二、三年受けていない方に直接お電話しました。それで、ことしに関しましては、KDBシステムといたしまして、医療費から介護サービスから特定健診の内容とかが一つになったシステムが開発されて稼働し始めましたけれども、それを使いまして、26年の話なのですけれども、管理栄養士の方を未受診者対策として賃金向けらせてもらってございまして、今ちょうどそのデータなりを使いまして個別に電話で勧奨しているところでございます。

○4番（本間鉄男君） 私なんかも実際に何年に1遍しか受けないというのは、日程的に初めからもうこのあたりにこういう仕事が入っていると。そういう中で、結構朝、日曜日の朝だとかという場合でもたまに朝早かったら受けられると、それから用事を足しに出かけるとかということもできるのですけれども、結構自営業者の人方は日曜日の朝、皆さんよく顔合うんですね、健康診断行

くと。ただ、これ今国なんかでも病院にかからないということであれば、保険料を割り引きしようかというような、そういうような話も国のほうで出ていますけれども、古平町でも簡単に言うと医療を使っていないとかいう人方に対して、国がそういう方向でいけばできるのでしょうかけれども、町としてはそういう方向というのも一つの方策かなと思うのですけれども、いかがなのでしょう

○民生課長（和泉康子君） 高い保険税払いまして、一回も病院かかっていないという方は結構いらっしゃいますが、まず保険税の趣旨が皆さんで支え合うというものなので、そのところは割り引きするだとかということは今のところ難しい状況ですが、今後そういう方に保健事業のほうで何か検診のオプションだとかいうのも検討は話したことはありますが、今のところ実施には至っていません。

○4番（本間鉄男君） 国のほうでそういう動きも多少見られてきているということがこの間も記事になっていましたので、その辺は国が動かないとなかなか町村というのは動かないのかなとは思っているのですけれども。それで、事業費が健康診断の場合で国、道、一般財源合わせて117万7,378円という金額なのですけれども、これは受診した人数でもってこれだけの費用がかかるのか、一応1日、例えば健康診断業者が来てやった場合に人数にかかわらず、これだけの事業費がかかるのか、その辺どういような形になっているのかなと思うので。それと、この中には一応消費税5%という数字が入っているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○民生課長（和泉康子君） 今のおっしゃられました110万円のところなのですが、こちらのほうは1件幾らの委託契約分ですので、健診にかかわる消耗品等は入っておりません。それと、消費税分も当然委託料に含まれていますので、こちらのほうに支出として入っております。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、ちょっと細かい話ですけれども、下のインフルエンザなんかでも、これ消費税入ってちょうど1人2,100円となっているのかなと思うのですけれども、これ消費税の部分で国、道、一般財源そのものは町として消費税払うのですけれども、交付税の中にはこの消費税分というものは該当しているのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） インフルエンザのほうも委託契約ですので、当然消費税も含まれた額です。

（何事か言う者あり）

○民生課長（和泉康子君） かかった経費に対して負担割合決まっていますので、入ってくるほうもかかった経費に対してですので、入っております。

○8番（真貝政昭君） 資料の126ページ、127ページを見ています。126ページの医療給付の推移というところで、全体の医療費の1人当たりの費用額が一番右側のほうの書かれています。それで下のほうの65歳から74歳までと、それから70歳以上分という形で書かれていますけれども、一般被保険者分のところの一番右側、1人当たり31万8,657のこの数字の見方なのですけれども、これは下のほうに説明されている65歳以上から74歳、それから上記のうち70歳以上、これも含めた全体の1人分というふうな見方なのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） はい、そのとおりでございます。一般のところはゼロ歳児から74歳ま

です。下のほうに特化して前期高齢者と後期高齢者を再掲しているものでございます。

○8番（真貝政昭君） 国保ですから、3割負担を原則として考えますと、これは医療費ですから、これに3割を掛けるとそれぞれの実費の負担額というふうに見ればいいのですか。

○民生課長（和泉康子君） 70歳未満の方に対しては3割掛けていただきまして、下の段の2つ枠が70歳以上であれば、所得によりまして高齢受給者証出ておりますので、1割です。あと、現役所得並みの方であれば、3割のまま計算していただく形になります。

○8番（真貝政昭君） そしたら、全体から見ますと70歳未満までは3割負担、それから70歳以上については原則1割負担というふうな見方ですね。そしたら、60歳または65歳までの方は年金暮らしではなくて一般労働者、65歳以上については原則年金生活者というふうに見ると、生活実態と医療費の関係、そういう関連で見ればいいというわけですね。そうすると、一般的には働き盛りの方は年間で10万円くらいの医療費がかかると。それプラス国民健康保険税、この会計の中では後期高齢者支援分、それから介護保険料合算されて出てくるのですけれども、それと70歳以上については1割ですから、これで見ますと平均で年間5万円、それくらいの医療費負担と、それから保険税ということになります。

それで、国保税の関係なのですけれども、介護保険料も含めてこの表に合わせたようにそれぞれの区分ごとに1人当たりの負担、そういうのは資料としては出ているのですか。

○民生課長（和泉康子君） 1人ずつのレセプトを拾うと可能かとは思いますが、医療費の考え方が世帯で合算して幾らというものですので、まず保険税につきましても世帯にかかるものです。ただ、その中に内訳として1人分の所得なりの個別計算もありますけれども、今の時点でそういう資料のつくり方というものはしてございませんので、今お示しすることはできません。

○8番（真貝政昭君） 前にテレビで国保税が過酷な税であるということで、それを納めるだけで病院にかかれないという病気持ちの家庭が紹介されたことあるのですけれども、本当にそういう実態が伝わってくるような取り上げ方だったのです。これは、国保に加入している世帯であればどこでも起こり得ることで、先ほど滞納の質問がありましたけれども、国保税と、それから医療費負担というのは各家庭にとっては一体のものであって、国保税が先か医療費が先かという選択が迫られる場合が往々にあるので、そういう観点から国保加入している方の税の負担の実態というものをもう少し資料的に押さえてくれればと思うのですけれども、どうなのでしょう、可能性として。今後の課題なのですけれども。

○民生課長（和泉康子君） 係としてはとても心苦しいところなのですけれども、今回の26年の税改正で中間所得者層がかなり厳しい保険税を強いられているということで、減額の拡大をさせていただいたところなのですが、まず最低の方が7割軽減で所得がなければ2万円程度でおさまるところからマックスが今82万円ということですので、個々の生活状況に合わせた保険税の負担割合というものは本来毎年検討しなければいけないところだと思いますが、今後検討してまいりたいと思います。

○8番（真貝政昭君） 本会議での説明のときにされているのですけれども、改めて確認したいのですけれども、平成25年度決算における一般会計からの国保に対する財政支援という純粋な支援金

額なのですけれども、それを述べてください。

○民生課長（和泉康子君） 本会議にお配りしましたA4横の資料、お手元にございますか。A4の横長表なのですが、細かい計算はあるのですけれども、一番左側の古平町国保（A）というところを見ていただきまして、歳入の欄の上から3つ目、法定外繰入金、これが純粹に歳出と歳入、保険税だとか、ルール分の計算を繰り入れてもなお足りない分ということで、一般会計のほうから赤字補填という意味で2,980万9,321円を繰り入れているものでございます。

○委員長（高野俊和君） ほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、これで平成25年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出の質疑を終わります。

それでは、次に平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。238ページから247ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 先ほどのと同じように健康診断ということで対象者、139ページの説明資料なのですけれども、やっぱり高齢者になってくると受診率がますます低くなっているという現状なのですけれども、実際に高齢者そのものは余計に病気にかかりやすいとか、かかった場合でも長くその病気が治らないとか、そのまま引きずって余計悪くなるというような傾向があるのですけれども、やはりこの高齢者の健康診断というものがもうちょっと何とかならないかなど。それと、今本州のどこの県でしたっけ、町で、高齢者がだんだん病気にかからないようにするというので、無償ではないのですけれども、健康促進のためにマシンだとかそろえて一月1,000円とか1,500円、そういう会員みたいにして、それでもって医療費が10万ほど下がったという、そういう事例もあるのです。だから、やっぱり古平町もこの健康診断そのものも大事ですけども、それと並行して新たにどうやったら医療費を削っていけるか。まして、だんだん年寄りほど医療費がかかってくるという現状なので、その辺をやっぱり受診率を高める、その一環としてまた健康を維持させるためにも、そういう方向で医療費の削減というものが必要なと思うのですけれども、どうなのでしょう。受診率上げるという方法はどのような方法がいいのか、その辺今係としてどの程度のものをお考えしておりますか。

○民生課長（和泉康子君） 今の受診率の件に関しましては、担当者としてはとても頭の痛い事業なのですが、高齢者の方ほぼ主治医持っていて、定期的に病院かかっているから受けなくてもいいのだわというような声は聞かれます。ただ、この健診の内容が通常受診内容と検査も違うものですので、ぜひうちのほうとしては受けていただきたいということで、集団健診のほかに個別健診もあわせて、集団健診が終わった後の1月以降になります。そういう機会を設けております。

今医療費の削減ということなのですが、うちのほうで考えているのは、後期高齢者になってからの予防ではなくて、国保の方、もしくは社会保険加入されている方もいずれは75になったとき全員が古平町の対象の後期高齢となることですので、まず国民健康保険、もしくは若年層の生活習慣等の事業を展開して、長いこと健康寿命が続けるようにということで保健福祉課のほう、保健師なり包括センターのほうで力を入れて頑張っているところなのですけれども、まず先ほどの筋トレに関

しましては、お達者クラブという、そちらのほうに関しては保健福祉課のほうから今考え方について報告あると思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今ご質問あった高齢者に対する運動の関係ですけれども、決算説明書70ページをお開き願いたいと思うのですが、こちらに地域支援事業の実施経過について記載してございますが、表の真ん中からちょっと上、（2）で介護予防一次予防対策の施策で、お達者クラブから沢江の健康教室、回数にして33回、2回というふうに、延べ人数にしても延べ700人くらいの方が参加して、この中で運動教室も展開してございますので、一応担当としては一生懸命これら努力しているつもりです。ただ、課題としては参加者が固定している部分もございますので、それは参加している方がご近所、お友達の方を誘って極力これに参加していただくような努力というのは毎行っている最中です。

○4番（本間鉄男君） よく病院かかっている方は、私は病院にかかっているからそっちのほうで診てもらっていると。だけれども、実際に病院なんかで診ているものは血液検査がほとんどだと思うのです。血圧と血液検査。だから、簡単に言うとかえって町健康診断のほうが充実しているのではないかなと思うので。ただ、今もうちょっと時代がたってくると、血液検査でいろんな病気がわかるということまでできていますけれども、やっぱりそういう部分で先端の検査キットなんか早くできれば、古平町もかえってそういう中でいろんな病気が血液検査の中でわかるというようなこともあるので、病院かかっている人はいいのだという傾向はあるけれども、それ以外の部分というのはやっぱり大切に、簡単に言えばがんとか、糖尿は血液でわかるのでしょけれども、例えば脳梗塞の系統とか、さまざまそういう部分でやっぱりわからないということで、ぜひそういう人方に対する追跡というか声かけ、そういうものをしていただきたいなど、そのように思っております。

以上です。

○8番（真貝政昭君） 課長、保険税の徴収なのだけれども、会計またがってしまうのだけれども、年金受給者は天引きですよね。それで、天引きの場合は収納率は100%になりますよね。普通徴収というのですか、とりに行く場合、または納めるという場合、それが滞納というのが出てくるわけでしょう。だから、働き盛りの方と、それから年金をいただいている方とはまるっきり生活実態が違ふと思うのです。それで、後期高齢の場合も年金から天引きされますから、滞納が出てくるというのは極めて収入の少ない人で、これはここら辺に滞納している方どうのこうのというのは追及する根拠というか、金銭面から考えて極めて薄弱な感覚を持たざるを得ないのですけれども、そう見てよろしいですか。

○民生課長（和泉康子君） 今真貝委員おっしゃるとおり、後期高齢者においても年金天引きが原則ですが、月額1万5,000円の年間18万円以上年金ある方が対象です。まず、介護保険料のほう先取りしまして、それでもなおかつ8万円残っている場合に天引きされるという状態になっております。

それと、今滞納の額が多い方というのは、70以上ですから、年金はいただいているのですが、事業やっているだとか、中には現役世代の3割という方もおりまして、その方は著しく保険料が高い場合、あとは年金天引きしていると税が固まる前に、4月、6月徴収しなければいけないのですが、

それは仮徴収という表現で、2月の天引き額をそのまま4、6と引かせていただくのですけれども、そのことによりまして仕事をやめたとか、所得が著しく落ちたり上がったりする場合は、通常安い方で5,700円程度の年間保険税なのですが、働いていた方は1回に2万円とか引かれていると、4月の年金天引きでもう過誤が発生してしまいます。そうすると、年金をいただいている方でも普通徴収に落ちまして、次の年は普通徴収と年金徴収の併用というちょっと複雑な形になりまして、年金1万5,000円以上もらっている方全てが年金天引きというわけではありませんので、その不調に落ちた分の滞納が発生している状況でございます。

○8番（真貝政昭君） それで、139ページの資料を見ますと、国保に加入している方の一般、全体の数字、年間医療費用額が約32万なののですけれども、後期高齢になりますと、3倍の90万円になると。これの医療費負担は原則1割でしたか。

○民生課長（和泉康子君） 原則1割です。

○8番（真貝政昭君） それで、これの資料の見方なののですけれども、これもやはり加入者全員で全体の額を割った数字だということですか。

○民生課長（和泉康子君） そのとおりでございます。

○8番（真貝政昭君） そしたら、医療費負担については、幾ら高齢といえども健康の方も随分といらっしゃいますから、病気持ちの方は極めて負担の大きい医療費を払わざるを得ない生活を送っているというふうに、それが一般的な見方なのではないでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 済みません。そのとおりでございますが、まず入院とかにおきまして負担限度額というものがありますので、説明要求資料で請求いただきました資料をお手元に出していただいてよろしいでしょうか。要求資料の7ページお聞きいただいてよろしいですか。それでは、7ページのほうに医療費を単純に割り返した場合と、実際に所得階層によってどのくらいの負担になるかということ示してみているのですが、まず一番上の①というところですが、高額医療費を全体で割り返すと1人当たり5万円程度を一部負担金として発生します。その内訳としましては、2と3に一般の方、1割負担の方であれば4万8,000円。ということは、総医療費が48万円の1割を負担していただくということになります。それで、現役世代の方、この方は75歳以上ですが、所得のある方なのですが、これは医療費の3割ということで17万6,000円程度医療費の自己負担が発生するという計算になります。

それで、下のほうを見ていただきたいのですが、その全体の中で世帯の課税区分によりまして、1万5,000円、2万4,600円、4万4,400円を超えた分は高額として払いますので、この額以上払わなくていいですよというものがあります。それで、全体としては低所得者が多いということもありまして、平均1万4,000円です。それで、一般で1万4,000円、現役世代では4万8,000円。ただし、これは医療費分の負担でありまして、このほかに食事代がかかります。あと、介護病院ではない場合はおむつ代等もかかりますので、かなりの負担になるかと思いますが、一番下の例を見ていただきたいのですが、一番下のところに例えば非課税世帯区分1の方でありますと、医療費として払う限度額が1万5,000円、食事代が1食につき100円ですので、3食の30に掛けまして、医療費と食事代で2万4,000円低所得者の方は負担となります。ただし、これにおむつ代だとか、病院によってはテ

レビ代だとか消耗品代ということで幾らか保険外のを請求される場合があると思いますが、あのルール上の低所得者、これからいきますと年金80万以下の方が入院等した場合は医療費と食事合わせて2万4,000円、9,000円プラス1万5,000円で2万4,000円。あとは、そのほかにおむつ代だとかということを考えていただければ、本当の低所得者に対してはこの2万4,000円が高いか安いかわかるというのはまた別な問題になりますが、そのような形で負担していただいている状態です。

○8番（真貝政昭君） それと、後志管内で高齢者の病気予防ということで肺炎球菌ワクチンを実施している町村が幾つかありますよね。実態はどのようになっていますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 管内の状況、今資料持ち合わせていなかったのですが、きちんとしたお答えはできないのですが、北後志でいきますと余市、仁木は2年くらい前から実施しているというふうに聞いております。あと当古平町についても平成26年度から実施する予定で今準備を進めている最中です。

○委員長（高野俊和君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に平成25年度簡易水道事業特別会歳入歳出決算の質疑を行います。262ページから277ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 271ページが一番下の公課費、消費税についての項目なのですが、経緯も含めてもう一度説明をお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） 簡易水道事業会計で負担する消費税でございしますが、ご承知のとおり平成22年でしたか、要するに公営企業会計から普通個別会計に移行した経緯がございします。25年度の決算での消費税の支払い額でございしますが、決算額では437万1,700円を納付したわけですが、これは平成24年度の課税売り上げ、仕入れに係る消費税、あるいは特定収入による調整分を計算いたしまして、要するに24年度の簡易水道事業の消費税を計算いたしまして、それが翌年の出納整理期間を終えて、25年の9月に申告したものでございします。その額が291万4,500円でした。これが24年度の実質の、実態の消費税だというふうに捉えていただければと思います。その半分の145万7,200円、これは今度は25年度の消費税の前払い制度で、中間納付制度と言っていますが、半分は翌年度の、翌年度も当然事業継続していますから、消費税は発生するだろうということで、消費税の制度としては、翌年の分も半分を前払いするという仕組みになっておりますので、その半분을足した437万1,700円が25年度の支払った消費税という計算で決算になってございします。

○8番（真貝政昭君） 平成25年度の前払い分が前年度の数字を基準にして払うと。そして、決算といいますが、残りの分についてはいつごろ支払うというような形になるのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 同じように、今度は25年度の消費税が確定するのがことしの9月、26年度の9月に実はもう申告いたしました。それが25年度の方が翌年の9月に確定したわけですが、その額をちなみに申し上げますと、平成25年度の実質の交付税は328万5,800円でした。先ほど25年度中に中間納付、前払いした額145万7,200円がありますので、差し引き182万8,600円を9月で納付しております。ですから、24年度では実質の消費税は291万4,500円でしたが、25年

度の決算が確定しましたので、25年度の決算額では実質の消費税は328万5,800円という、若干30万ほど納付額がふえております。

○委員長（高野俊和君） 質疑途中ではありますが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○委員長（高野俊和君） 会議を再開いたします。

簡易水道事業特別会計歳入歳出、ほかに質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 簡水の会計の貯金、基金の総額は幾らでしたか。

○建設水道課長（本間好晴君） 25年度末現在で、私のこれ千円単位で整理しておりますので、1億4,091万6,000円でございます。たしか決算書のほうに円単位の……決算書の199ページです。下から4行目に年度末現在高が1億4,091万6,535円が現在高でございます。

○8番（真貝政昭君） 簡水の基金は、最高で幾らありましたか。

○建設水道課長（本間好晴君） 私今手元にある限りでは、平成23年度末で1億8,301万8,000円となっております。

○8番（真貝政昭君） 平成25年末でこの数字というのは、公営企業会計から簡水に変えたときに基金残高の推移も示されていましたが、それに基づけばこの平成25年末のこの基金残高の数字というのは多いのですか、少ないのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 平成21年度で公営企業会計をやめまして、22年度に引き継いだわけでございます。それから申しますと、平成22年度末では1億7,781万8,000円でございますので、平成22年度では取り崩しはしておりません。ですから、翌年520万ほどの積み立てをして1億8,300万になっております。24年度に210万ほどの取り崩し、25年度では同じく2,155万8,000円の取り崩しと、そういった経過で基金が推移しております。

○8番（真貝政昭君） 平成23、平成24、平成25年と約2,000万ずつ減となってきていますけれども、今後の見通しなのですかけれども、予想できていますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今平成26年度の予算で取り崩しが幾らかというの今手元にないのですが、そんなに大きくふえるという状況ではございません。

○8番（真貝政昭君） やっぱりふえたほうがいいですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 基金残高はふえたほうがいいのかという今ご質問だと思いますが、当然ふえるといいますか、料金の値上げを極力抑えるということを念頭に考えますと、基金があれば、それを取り崩しながら、そういった施策を維持できるというふうに思いますので、ふえたほうが、ふえるといいますか、危機的な災害等、そういった状況がなければある程度の基金は持っていたほうがよろしいのかと思います。

○8番（真貝政昭君） ある程度持っておいたほうがいいのかという基金の額なのですかけれども、他町村のこういう水道会計と比較して、どのあたりが妥当な基金の残高の額というふうに押さえてらい

いのかなと思ひまして。

○建設水道課長（本間好晴君） 他町村の基金の保有高につきましては、ちょっと私のほうで承知しておりません。

今古平町では、3年ぐらい前になりますか、設備の更新、ある意味長寿命化的な措置をいたしました。これが今度は本当に全面改築、そういったことを考えますと、それまでの間に基金を積み増しして、経営を赤字に陥らないような財政状況にしておくことが一番ベターなことではないかなというふうに思っております。その水準は今幾らがいいのかということにつきましては、その建設コストと近隣町村の料金水準、そういったものを勘案しながら、計算すればある程度の額というもの、机上ではございますが、出るのかなと思ひますが、そういった計算は今のところしておりませんので、ここで額が幾らあればということについてはお答えはできない状況でございます。

○4番（本間鉄男君） まず、ここずっと何年も漏水管のとか、石綿配管の取りかえということで行っておりますが、ことしもやっている状況でしょうけれども、大体もういいところいったのかなという気もするのですけれども、石綿配管の取りかえ、この辺はどこまで今進んで、あと何メートルぐらい残っているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（本間好晴君） 石綿セメント管につきましては、数字的にはもう回収されているということで、今進めているのは要するに布設から一定年度経過した管を逐次古いものから取りかえていくということで10カ年の計画を立てまして、毎年3,000万程度の事業費で進めていくということで、全体の数字ここでちょっと、10カ年の計画ですので、管全体では何キロもあるのですが、国でいえばこの10カ年で何キロをやりたいので、今年度はこれぐらいということで、要望して補助を受けてやっているということで、今全体の管は幾らあるかはここでは資料ございませんので、申しわけありませんが、説明はできません。

○4番（本間鉄男君） 説明資料の151ページの水道使用料の推移ということでお伺い、水道料金とかですね。この中で不納欠損ということで、150万ほど25年度でも処理しております。23年、24年から見ると、条例による不納欠損が減って、25年が半分以下に減ったということなのですからけれども、以前水道料金を支払わない家庭に対して、夏の間だけでも給水停止という措置をとったときもあると思うのですけれども、今これどうなのですか。今実際にそういうことまでは、冬やるということになると凍結の問題だとかさまざまあるということで、夏の一時期だけ給水制限とか、そういう措置をとったときもあるのですけれども、今そういう給水制限とか給水ストップというのは、そういうことは行った事例があるのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 私、ことし水道を担当してからは実際に給水を停止した事実はありません。

○4番（本間鉄男君） これ水道の休止がないということになると、例えばその中で下水もつないでいるという人方もいると思うのですよね。そういう中で、結局水道も下水もそのまま生活の基本といえば基本なのでしょうけれども、だけれども実際に払っていなくても別にとめられることもない、何もないという状況であれば、結局払わなくてもいいのかなという、逆にそういう思いがある。ということは、国保なんかでも何でも結局払わなかったら証明書、一時的に待ってちょうだいと言

えば、証明書出して何とかするとかということもあったりしますけれども。結局水道がそういう状況で今だんだん水道料金の徴収というの、前から見れば2割以上も落ちてきているという中で、こういう措置が一つもできないというの、みんな水道が負担だという思いしている中でいかなものかなと思うのですけれども、どうなのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 本間委員おっしゃるとおりでございまして、実は25年度は職員の異動等ありまして、そしてまた言いわけにはなるのですが、システムの全面入れかえということで、担当者が1人で賦課徴収の関係、忙しい年でしたので、給水停止等の予告通知も催告だけで、予告通知はできませんでした。きょう付で17軒のお宅に今期日を指定いたしまして、それまでに完納しない場合は、あるいは何の連絡もない場合は給水停止しますという給水停止の予告通知書をきょう発送する予定にしております。その前段には、約1カ月ほど前に、9月上旬に納入の催告の通知をして、誠意がなかった方17名に予告の文書をきょう発送すると。その期限を待って何らかの誠意がない者については、委員指摘されましたような給水停止の措置をとるかとならないか、そういった次の段階、最終段階に行く、そういうスケジュールで対応したところでございます。

○4番（本間鉄男君） そういういろんな署内の事情というのもあるのでしょうかけれども、今逆に言うところの時点で給水停止となると、天気予報なんか聞いていけば、冬が早いですよというような話も出ていますけれども、そういうこの時期に給水停止するというのも町側のいずれ負担、そういう場合も冬にかけて出てくると。それこそ停止することによっての管の破裂だとか、そういう場合もあると思うのです。やっぱりこういうのはできれば春、暖かいときにあれすることが一番望ましいのかなと思うのです。ただ、実際に今ここでやって話し合いして、9月、そして10月にいろいろ話し合いしたとかしたら11月、12月みたいになってしまうということで、そういう部分では古平町の給水停止によって、給水管の古平町の持っているところまでは意外と破裂というもの少ないのだろうけれども、そこから家に引き込んでいる配管、こういうところが停止によってしばれて破裂したりという場合も逆にあるので、その辺やっぱりもうちょっとこういうものというのは早目にしていただきたいなど、そのように思います。

○建設水道課長（本間好晴君） その給水停止をする季節的にいつがいいのかという、本間委員はそういった暖かい時期にやるのがいいのではないかとのご意見でございましたので、今後そのようなことを参考にしながら対応してまいりたいと思います。

○委員長（高野俊和君） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、これで平成25年度簡易水道事業特別会計歳入歳出の決算の質疑を終わります。

それでは、次に平成25年度公共下水道事業特別会計歳入歳出の決算の質疑を行います。292ページから305ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 説明資料の166ページの処理戸数ということでお伺いしたいのですけれども、一番下のほうに処理戸数と接続戸数、接続率ということで出ていますけれども、処理区域戸数そのものが平成22年の1,381から25年1,305ということで七十五、六軒ほど減っておりますが、なだらか

に最近減り出していますけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○建設水道課長（本間好晴君） 処理区域戸数の減少傾向は、区域自体は変わってございませんので、そこに建っている建物の数が取り壊し等で戸数が減ったということによる減少でございます。

○4番（本間鉄男君） これ年代的にわからないのですけれども、例えば町営住宅が3階建てになったとか、そういうような中で一般の町営住宅のほうから戸数が減ってとか、こういう影響とかそういう何か要因というのはあるのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 目に見えた大きいというのは、私町内的に建物がそういった突出したような動きというのは把握はできておりません。

○4番（本間鉄男君） これ接続したうちの中で、接続後例えば転居したとか、そういう形で接続戸数が減ったとか、そういう数というのは確認というか数字として捉えている部分ありますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 接続した建物は、取り壊し等になればこの数からは減りますが、ただ空き家状態でまだ接続のままといったものについては、この接続戸数の中に含まれております。

○4番（本間鉄男君） それと、172ページの公共下水道平面図とありますけれども、この中で休止箇所とありますよね。新地の一部だとか浜町の一部ですね。この休止箇所、これ特別に歌葉とか、そっちの方面別にして、この町なかというのですか、休止箇所の部分の中で実際に住まわれている戸数というのは何軒ほどあるのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） そういった把握は、私の資料の手元の中には数字ございません。申しわけありません。

○4番（本間鉄男君） 技術的というより経費的に、例えば簡単に言うと教育長のあたりなんかも川を渡ってというようなことで、戸数の問題だとか、その住民の同意を得ながら一応つないでいないというような箇所もあると思うのです。例えばこの中で本陣町の上のほう、清丘なんか、これ学校のほうに水道管、こっちも布設していますよね、ずっと。そういう中で、この本陣町の清丘、町長宅も含めてだと思えるのですけれども、これが休止ということは、結果的に見方によってはあの上は住宅をいずれ建てかえしないというような考えのもとでこれはずっといかないものなのか。ということは、水道までわざわざ小学校からずっと裏通ってやってきましたけれども、下水だけはここをとめていると。住宅の戸数、町営住宅もだんだん減ってはきていますけれども、一般民家も何軒もあると思うのです。そういう中で、ここを休止ということになっているということは、逆に言うとうそという疑ったと言えればおかしいですけれども、そういう考え方でここを進めていかないのかなと思うので、その辺の考えと、それと後でこの全体でどのぐらいの戸数が休止地域の中に住宅があるのか、その辺をお伺いしたいと、そのように思っております。

○建設水道課長（本間好晴君） 整備区域にしてはいるものの平成22年度以降施工していない、いわゆる休止の区域で、清丘地区はそのとおりになってございます。その当時の経緯では、私の記憶ではここにはご存じのとおり公営住宅等もたくさんあります。ということで、ここを仮に整備いたしますと、その古い住宅に下水道施設をそれぞれ整備しなければならないと。将来的にここをどうするのかといったことに計画が立っていないと。それから、当然ここを伸ばすということは、下水道会計でそれを施行するということになるかと財政負担、いわゆる下水道会計では賄い切れないので、

一般会計の負担が前提となるということで、この地区が休止状態にきているというのが、今この経過でそれが続いているということでご理解願いたいと思います。

それから、そういった区域に指定して、計画していながらその区域が何戸あるのかと、未供用区域が何戸あるのかということにつきましては、近々調査いたしまして、議員のほうに報告したいというふうに思います。

○4番（本間鉄男君） それと、整備済みの中にやはり清川住宅というのがありますよね。そこは、たしかつないでいないのだろうと思うのです。一軒家というか、各個人の住宅はつないだ人もつないだ人もいないのだろうと思うのですけれども、結局ここなんかも一応整備済みであっても、一般的には町営住宅全て大体つないでいるところ、全てってほかのちょっと古いところは……旭団地やっているのかな、やっていないかな。やっていない。そういう中で、結局計画がどの程度進んでいくのかということとあわせながら下水道整備済みの中でも考えているのかなと思うので、この清川と旭団地なんかは今後の整備状況とあわせながらやっていくというのでしょうか。それとも、清川は今町営住宅建設というプランがありますよね。そういう中で、その部分は下水道つないでいくのだろうと思うのですけれども、それ以外の部分は結局そのまま敷地としては住宅としても残る戸数があると思うので、その辺はどのように考えておりますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 休止状態になっている区域の整備は、委員ご指摘のとおり公営住宅がある地域でございます。清川につきましては、もう既にこの10年の中で建てかえ計画を示しておりますので、当然この下水道区域にはなっておりますので、建てかえと同時に下水道を接続するというご事情でございます。

旭団地地区につきましては、10年の中でやるという計画にはなっておりません。それ以降に建てかえ。何戸建てかえるかその時点でまた計画になるかと思いますが、そういった時点でこの下水道を接続した公営住宅になろうかと思っております。

○7番（木村輔宏君） ページ数、293ページの不納欠損49万909円というものがあるのですけれども、これどうなのですか。例えば場所的にわかりませんが、この不納欠損になった場所のうちを建てますよという場合にこの不納欠損は不納欠損で終わるのですか、それともそこに何かを建てるときには生かされてくるのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今不納欠損の49万円のほうの、要するに受益者負担金の土地に係る分だと思っておりますが、これは制度上5年間の時効期間が過ぎますと、それで収納できないものについては不納欠損、要するに徴収できないという公的債権の位置づけになっております。その後、支払っていない後に下水道接続の申し出が来た場合は、それを拒むことができないと。ですから、違う言い方をしますと、納付していなくても接続を認めなければならないと、そういった制度上ちょっとジレンマと申しますか、そういったことになっております。

○8番（真貝政昭君） 303ページの消費税納付金です。これについても簡水同様の説明をお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） 平成25年度決算での消費税の支出額は238万2,900円でございますが、この内容ですが、平成25年度で決算しておりますのは、平成24年度の消費税が確定するのは平

成25年の9月でございます。その25年度の実質の消費税額が264万4,900円でございます。24年度中に前払いしている、中間納付している金額133万3,000円ありましたので、不足分114万4,300円をまず9月末で納付いたしました。今度は26年度に払う、要するに25年度の消費税の前払い分の概算額123万8,600円ありますが、この額合わせまして236万2,900円、そういった内訳になっております。

○8番（真貝政昭君） 簡水と同じ形式の考え方でよろしいのですね。

○建設水道課長（本間好晴君） そのとおりでございます。

○8番（真貝政昭君） 資料の166ページを見ています。これを見ますと、平成20年度に全ての工事が終わって、平成21年から全ての供用開始と、一番最後の工事された部分ですね。それで、3年間のたしか工事をした場合の助成金の期間があると思うのですが、平成21年、22年度、23年度がその3年間に当たるというふうに理解すればよろしいですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 工事そのものは、平成21年度で最終的に終了でございます。ですから、その3年後の平成24年度が3年間の助成制度の最終年度と。24年度が最終年度でございます。

○8番（真貝政昭君） 平成25年度からリフォーム助成が行われて、その条件として供用区域内にある工事については公共下水道に接続という条件がありましたね。25年度のこの673戸という数字なのですけれども、前年の661から12戸接続戸数がふえていますけれども、リフォーム助成との関係でどういう効果があったかという説明をお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） リフォーム助成の説明資料ありました。説明資料の96ページにリフォーム事業の実績ございます。その中で、このリフォーム事業制度を使って下水道を接続した軒数が6軒ということで、これが効果かなど。軒数的にはそのような利用状況でございました。

○8番（真貝政昭君） ちなみに平成26年度の現時点での実績なのですけれども、平成25年度と同じくらいの額が今実施されているということなのですけれども、現時点でこのリフォーム助成にかかわる事業で公共下水道に接続される戸数というのは何軒になっていますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 軒数は、前年度並みの今たしか十四、五軒を受け付けております。そのうち下水道が何軒というご質問でございますが、ちょっとそれまでは今記憶にございませんので、申しわけありません。お答えすることはできません。

○8番（真貝政昭君） 接続率が平成25年度で52%、同じ漁村域で大分前に公共下水道実施した寿都町は6割を超えていますけれども、大分近づいたという感じを受けているのですけれども、見通しとしてどういう感触を持っているのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） リフォーム補助金制度を来年度が最終年度でございますが、そういったものを活用しながら接続をしていただければということで期待はしておりますが、大きく接続率に貢献するといった状況にはないのではないかなと思います。

率だけを申し上げますと、分母になる戸数の減、そういったものがかえって率を引き上げる一つの要因にもなっておりますので、数字的には若干上がっていく傾向にはあろうかと思いますが、接続戸数そのものは延びていくということはちょっと難しい、また新たな対策が必要ではないかなというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 町長、公営住宅の建設が今後ありますけれども、それを進めれば接続戸数、かなり上向きになる可能性があると思うのですけれども、その点ではどのように捉えていますか。

○町長（本間順司君） それはそのとおりでございますので、前々から申し上げているとおり、やはり今町の職員の住宅も足りていないというようなこと、それから仮に人口減少対策ということで、移住者を迎え入れるというような段階ではやはり住宅の整備も必要であろうというふうに考えております。

ただ、なかなか町でやるのも大変厳しいということでございまして、仮に民間アパートの推奨ということで、助成金を出しながら募集はしているのですが、なかなかそれも進んでいかないということで、大変ジレンマを感じているところでございますけれども、我々地方自治体としてやるべき住宅政策としましては、ある程度前向きに進めていきたいなというふうに思っております。

○委員長（高野俊和君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、それでは次に平成25年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出の決算の質疑を行います。320ページから333ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 町で行っているサービス事業なのですけれども、要支援を介護保険から外して町村で任せるという方針が出ましたよね。これがやられますと、このサービス事業の内容なのですけれども、どういう変化が起きてくるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今国のほうでは、委員おっしゃられるとおりの方針を打ち出しておりますが、その細かい内容については、やはり要支援にかかわる方々、関係団体、施設等々からの反対等もございまして、国は打ち出しておりますが、中身としてはきちんと国が言うとおりになるかどうかというのはまだ若干不透明な部分はあるのかな。これが国が打ち出しているとおりにいった場合ですけれども、要支援の方々に対する支援については、現状の支援から質が落ちないように町村事業としてやっていきたいと担当のほうでは考えております。

○委員長（高野俊和君） ほかが質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、これで平成25年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これで質疑は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時53分

○委員長（高野俊和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから平成25年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(高野俊和君) 起立全員であります。

よって、本件は認定することに決しました。

ただいま認定されました平成25年度古平町各会計歳入歳出決算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長(高野俊和君) これで平成25年度決算審査特別委員会を終了したいと思います。

閉会 午前11時54分